

【4-11】

湾・灘の区分	周防灘、伊予灘、別府湾、豊後水道
取組の名称	漁場環境保全推進事業
事業期間	過去から継続して実施
事業体制	周防灘：北部振興局、水産研究部北部水産グループ 伊予灘：東部振興局、水産研究部北部水産グループ 別府湾：東部振興局、中部振興局、水産研究部北部水産グループ、水産研究部 豊後水道：中部振興局、南部振興局、水産研究部
事業の背景・目的	(赤潮) 赤潮多発期におけるプランクトンの発生状況と海況の変動を調査することにより、赤潮発生状況を的確に把握しその情報を関係機関に迅速に伝達することにより、漁業被害の防止を図る。 (貝毒) 県内の主な二枚貝漁場と養殖場及び潮干狩り漁場を対象にして、定期的に貝毒原因プランクトンと貝毒のモニタリング調査を実施する。
事業場所の詳細	大分県沿岸域全域
事業内容	赤潮多発期を中心に、プランクトンの状況を調査し、その情報を迅速に関係機関や漁業者に伝え、被害防止に努めている。また、県内の主な二枚貝養殖場等において原因プランクトンと貝毒のモニタリング調査を実施している。
取組による効果・影響及びその判断基準等	(赤潮) 赤潮監視の拡充によって、大分県沿岸で発生するカレニア・ミキモトイ赤潮については発生予察が可能になり、迅速な赤潮対策が可能になった。また、漁業者が自主的に赤潮の監視を行うようになり、きめ細かな赤潮観測を実施する体制ができた。 <u>有害プランクトン基準</u> カレニア・ミキモトイ：注意密度200cells/ml、警戒密度2000 cells/ml シャットネラ類：注意密度10 cells/ml、警戒密度100 cells/ml ヘテロシグマ・アカシオ：注意密度5000cells/ml、警戒密度50000 cells/ml (貝毒) 昭和57年以降、麻痺性貝毒の出現によって27件(周防灘1件、豊後水道26件)の出荷自主規制を行った。 貝毒が頻発する豊後水道南部海域では、貝毒プランクトンの出現状況から発生予察が可能になり、養殖二枚貝の早期避難によって毒化軽減が可能になった。 <u>有害プランクトン基準</u> ギムノディニウム カテナータム 警戒密度 100 cells/L以上 アレキサンドリウム類 1,000 cells/L以上
現状での課題	予算、人手不足
今後の予定等	継続して実施
取組事例についての発表資料等	なし
情報提供元	大分県 農林水産部 漁業管理課